

仕 様 書

この仕様書は、千葉県船橋警察署(甲)及び受託者(乙)におけるエンジンオイル及びオイルエレメント(以後、「エンジンオイル等」という。)購入に係る単価契約における品質、納入の方法等について、必要な事項を定める。

1 件名

エンジンオイル及びオイルエレメントの単価契約

2 品名・規格

品 名	規 格
エンジンオイル (ディーゼル用)	API規格CF-4
エンジンオイル (4サイクル用)	API規格SL以上
エンジンオイル (2サイクル用)	JASO規格FC
オイルエレメント (大型車以外用)	大型以外の車両の全車種に適合するもの
オイルエレメント (大型車用)	大型バス用

3 年間予定数量

品 名	数 量	単 位
エンジンオイル (ディーゼル用)	50	リットル
エンジンオイル (4サイクル用)	600	リットル
エンジンオイル (2サイクル用)	2	リットル
オイルエレメント (大型車以外用)	40	個
オイルエレメント (大型車用)	1	個

4 納入の場所

乙所有の営業所(給油所)とする。

ただし、千葉県船橋警察署(千葉県船橋市市場四丁目18番1号)から半径2.5キロメートル以内で、千葉県船橋警察署管内に給油所が所在すること。

5 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 納入・支払等の条件

- (1) 納入は、乙の営業所(給油所)の営業時間中に店頭で警察車両のエンジンオイル等の交換を行う。ただし、営業時間外においても甲が必要な場合には、警察車両のエンジンオイル等の交換について便宜を図らなくてはならない。また、大震災等大規模災害発生時においては、緊急指定車両等の警察車両に対して優先的に対応しなければならない。
- (2) 乙は、警察車両のエンジンオイル等の交換に当たっては、甲の発行する車両燃料伝票の提出を受けてエンジンオイル等を交換し、エンジンオイル等の交換後は数量を明示した納品伝票等を運転者に交付する。
- (3) 請求は、1か月分取りまとめて請求する。この際、請求書とともに車両給油状況内訳及びそれぞれの車両燃料伝票に納品伝票(控)等を添付して提出する。

第2号様式

オープンカウンター見積書

令和 年 月 日

千葉県船橋警察署長 叶谷 昌男 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
(年間代理人)

入札参加資格決定番号 1 - - -

担当者 氏名

電話番号 ()

下記のとおり見積いたします。

案件番号 物品-260

案件名称 エンジンオイル及びオイルエレメント

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円		

消費税及び地方消費税を含まない。

(注) 金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつける。

別紙

内 訳 書

本社の商号又は名称
(支店等の名称)

物品-260 エンジンオイル及びオイルエレメント

番号	品名	単位	予定数量 ①	税抜単価 ②					金額 (①×②)						
				万	千	百	拾	円	千	百	拾	円			
1	エンジンオイル ディーゼル用 (API規格CF-4)	リットル	50												
2	エンジンオイル 4サイクル用 (API規格SL以上)	リットル	600												
3	エンジンオイル 2サイクル用 (JASO規格FC)	リットル	2												
4	オイルエレメント 大型車以外用	個	40												
5	オイルエレメント 大型車用	個	1												
合 計															

- 注 1: 税抜単価は小数点第二位まで記載できるものとする。
- 2: 合計欄において、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 3: 本内訳書は見積書に添付すること。
- 4: 本社の商号又は名称(支店等の名称)は必ず記載すること。
- 5: 合計欄に記載された金額は、見積書に記載された金額と同一であること。